

農用地利用改善団体等に関する実態調査結果(要旨)

平成24年3月
鳥取県農業会議

I 背景・目的

平成21年に農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村、公社、JA等が「農地利用集積円滑化団体」として、多数の農地所有者から農地の委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付を行う新たなしくみがスタート。

このしくみを円滑に進めるためには、地域で農地の貸し借りや農作業の受委託等について利用調整を行っている農用地利用改善団体(以下「改善団体」という。)等との連携が重要である。

このため、県下の改善団体の活動状況等の実態を調査し、今後の農地利用集積対策の参考にする。

II 調査結果の概要

1 調査対象

県下の改善団体及び過去に農用地利用規程の認定を受けたが、平成17年に農業経営基盤強化促進法が改正された際に、再認定手続きを行わず、現在は認定切れとなっている旧改善団体のうち、代表者等が把握できる団体等とした。

2 調査方法

本会より予め市町村農業委員会に調査対象団体を照会し、回答があった団体等へ直接郵送、回収

3 調査時期 平成23年11月

4 主な調査項目

「改善団体の概要」、「設立の動機」、「これまでの農地流動化等の調整状況と将来の見通し」、「集落営農への取り組み」、「農地利用集積円滑化団体との連携」、「必要な農地利用集積支援策」、「現在の農業政策に対する意見・要望」

5 回収結果

郵送した51の改善団体のうち、34団体から回答を得ることができ、回収率は67%であった。

6 結果の要約

- 団体設立の動機は「地域農地の維持管理のため」が8割と、地域への真摯な思いが大半。
- これまでの活動実績は約7割の団体で「担い手への農地集積等」が行われ、全て集積している団体も24%。
- 「今後も活動を継続」する団体が過半。一方で「活動できなくなる」団体も1割と看過できない。
- その調整活動のネックは「担い手不足」が過半で、今後の大きな懸念材料。
- 集落営農については8割の団体が取り組み、法人化している団体も53%と多い。
集落営農の形態は「1集落1農場」タイプが50%で一番多く、しかも近年の設立団体では7割がこのタイプ。今後、集落営農を推進する上で、まず地域でまとまりのある改善団体の集落に注目すべき。
- 将来の担い手不足に対しては、「近隣の集落営農組織との合併」を4割の団体が展望。
一方、「わからない」とした団体も42%と最も多く、早めに対応を話し合っておくことも必要。
- 農地利用集積円滑化団体との協力・連携は6割の団体が前向きの意向。今後、具体的連携のあり方検討が課題。
- 農地集積のための支援策は、6割の団体が「新たな奨励金助成制度の創設」を要望。
- 平成24年度から予定されている「地域農業マスタープラン」農政は、まさに改善団体が作成し活動の基となっている農用地利用規程そのもの。
- これらを踏まえ、農地や人に関わる課題解決のための合意形成手法の素地がある改善団体(旧団体を含む)や集落をベースに、農地集積や集落営農等の推進施策の展開を期待。

農用地利用改善団体とは:

集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者の3分の2以上が組織する団体。作付けの集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を行う。
農業経営基盤強化促進法で位置づけられている。

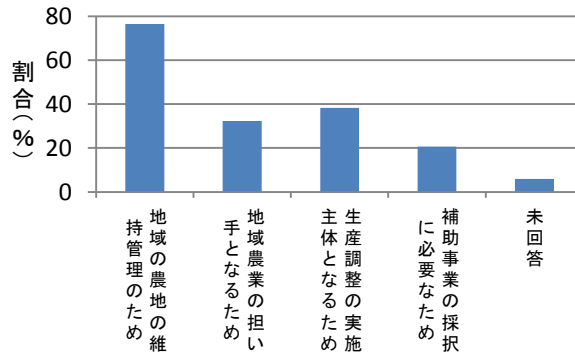
農地利用集積円滑化団体とは:

農業経営基盤強化促進法(平21改正)に基づき、多数の農地所有者から農地の貸付などの委任を受け、代理して農地の利用者へ面的にまとまる形で貸付などを行う市町村、公社、JAなどの団体。

1 改善団体設立の背景・動機について

－ 8割が「地域農地の維持管理のため」－

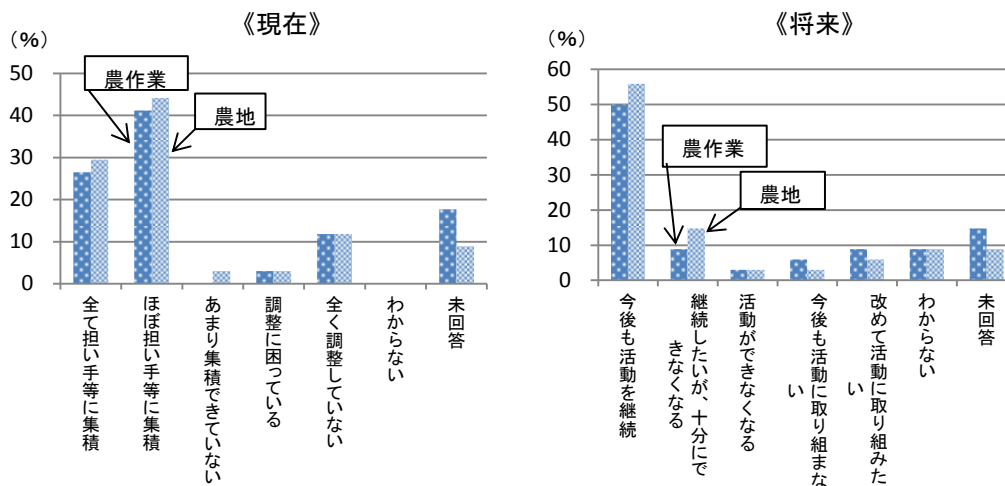
「補助事業採択に必要なため」は意外に少なく、「地域農地の維持管理のため」が76%で最も多く、「地域農業の担い手となるため」などが3割以上。担い手不足や遊休農地の増加などの背景を受け、地域農業を何とか守りたいという地域の真摯な思いが伺える。



2 農地等の利用調整状況及び将来の見通し

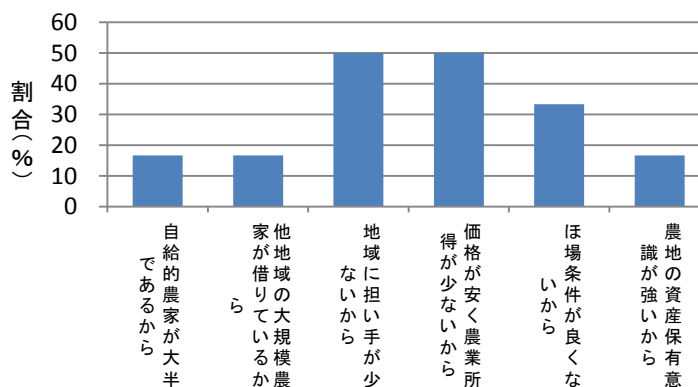
－ 「担い手に集積」は7割で順調。過半が「今後も活動を継続」－

過去、現在とも約7割の団体が「担い手にほぼ集積」としており、ほとんどの団体では順調に担い手への集積活動が行われてきており、「今後も調整活動を継続」は5割以上。



－ 将来の調整のネックは「担い手不足」－

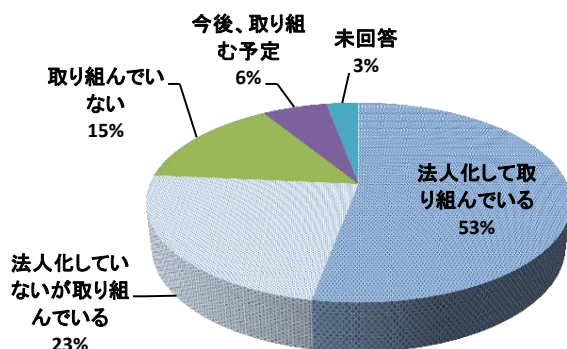
これまで「調整に困っている」「全く調整を行っていない」団体や今後「継続したいができなくなる」と予想する団体の半数が「地域に担い手(受け手)が少ないから」、「農業所得が少ないから」を理由にあげている。



3 集落営農への取り組みについて

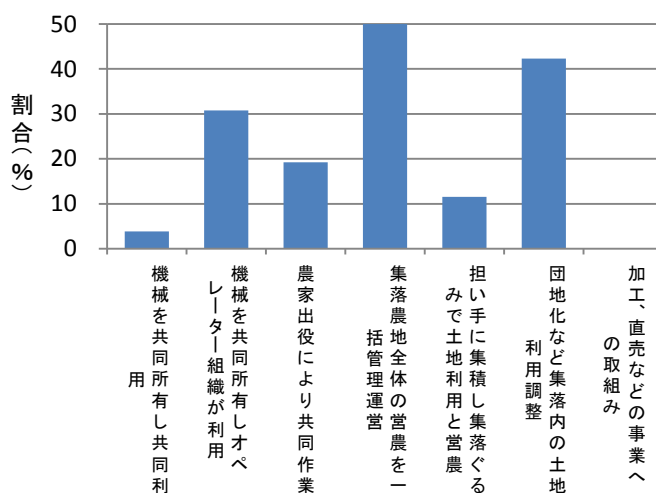
— 8割の改善団体の地域で「集落営農」 —

「法人化して取り組んでいる」(53%)、「法人化していないが、取り組んでいる」(24%)を合せて約8割の改善団体の地域で集落営農が行われている。



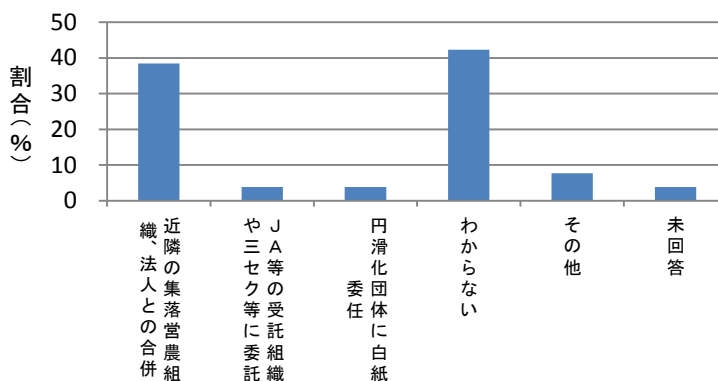
— 1集落1農場タイプが50% —

「集落全体を1つの農場とみなし営農を一括管理する」1集落1農場タイプが50%と最も多く、「団地化など集落内農地の土地利用調整を行う」(42%)、「機械を共同所有、オペレーター組織が利用する」(31%)などの順で、地域により多様なタイプの集落営農が行われている。



— 将来は近隣の集落営農組織との合併 —

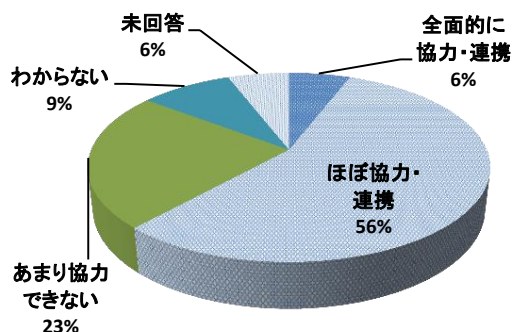
将来、担い手確保が困難になった時の対応については、「わからない」(42%)が最も多かったものの、「近隣の集落営農組織との合併」を展望している団体が38%と多く、「JAや三セク等への委託」などとした団体はわずか。



4 農地利用集積円滑化団体との協力・連携について

－ 6割以上が円滑化団体と連携の意向 －

「ほぼ協力・連携できる」(56%)、「全面的に協力できる」(6%)を合わせると6割以上の改善団体が新たな円滑化団体と協力・連携できるとしており、今後、円滑化団体が活動を本格化する上で、プラス要因となる。



5 農地集積に必要な支援策

－ 6割が「新たな奨励金助成制度の創設」を要望 －

「新たな奨励金助成制度等の創設」が59%で最も多く、この他「農委、円滑化団体等による斡旋仲介機能の強化策」(24%)、「改善団体や集落営農組織活動促進策」、「戸別補償制度の見直し」(各18%)のほか、「流動化制度の周知対策」(15%)などを要望。

